

農業開発公社農地集積促進事業実施要領

第1 事業の目的

少子高齢化が進展する中、徳島県の農業を維持発展させるためには、地域ぐるみで農地利用の効率化を図るとともに担い手の育成、耕作放棄の発生防止等が求められている。

このため、徳島県農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を活用した担い手への農地集積を図る取組みを支援することを目的とする。

第2 事業の実施

農業開発公社農地集積促進事業（以下「本事業」という。）の実施について、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 対象事業等

1 耕作放棄地再生支援事業

機構から耕作放棄地を借り受け経営規模の拡大を図ることを条件に、再生作業に要する経費について、別記1により支援する。

2 経営拡大支援事業

機構から農地を借り受ける「受け手」に対し、規模拡大や作業効率化に必要な農業用機械・施設等（以下「機械等」という。）の導入整備に要する経費について、別記2により支援する。

第4 事業計画の提出等

1 本事業の実施を希望する者（以下「事業実施主体」という。）は、農地集積促進事業計画承認申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添付し、市町村長（事業受益の及ぶ範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長とする。以下同じ。）へ提出するものとする。

2 市町村長は、1の事業計画書の内容が適当と判断する場合は、農地集積促進事業計画承認申請書（様式第1号）に事業計画書を添付し、公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事（以下「代表理事」という。）に提出するものとする。

3 代表理事は、市町村長から事業計画書の提出を受けたときは、内容を検討し、その内容が適当と認めるときは知事の承認を得た上で当該計画を承認するとともに、その結果を市町村長へ通知するものとする。

4 市町村長は3の承認を受けたときは、その結果を事業実施主体に通知するものとする。

第5 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、交付要綱別表1の「重要な変更」に掲げる事項とし、事業計画の重要な変更が生じた場合は、第4の手続きに準じて、変更事業計画書の提出及び承認の手続きを行うものとする。

第6 補助金交付申請

1 事業実施主体が補助金の交付の申請を行うときは、市町村長が定める様式等による交付申請書に第4の承認を受けた事業計画書を添付し、市町村長へ提出するものとする。

- 2 市町村長は、交付要綱第5条に規定する補助金交付申請書に1の事業計画書を添付し、代表理事に提出するものとする。

第7 実績報告

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、市町村長が定める様式等による実績報告書に事業実績報告書（様式第2号）を添付し、市町村長へ報告するものとする。
- 2 市町村長は、交付要綱第14条に規定する当該年度の実績報告書に1の事業実績報告書を添付し、代表理事に報告するものとする。

第8 補助金交付指令前の着工

事業の着工は、補助金交付決定（以下「指令」という。）に基づき行うものであるが、当該年度内において真にやむを得ない事由により指令前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した指令前着工届（様式第3号）をあらかじめ事業実施主体が市町村長に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、代表理事に提出するものとする。

第9 本事業により整備した機械等の管理運営等について

1 管理運営等

- (1) 事業実施主体は、第3の2の事業により交付を受けて整備した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。
- (2) 市町村長は事業実施主体が、当該事業によって整備した機械等を適正に管理運営し、これにより事業の適正な推進が図られるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、機械等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳（様式第4号）を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体が法人、または農業者の組織する団体である場合は、その管理する機械等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行う。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち機械等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - ① 事業名及び目的
 - ② 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ③ 設置場所
 - ④ 管理責任者の役職及び氏名
 - ⑤ 利用者の範囲（複数の経営体が共同で利用する場合）
 - ⑥ 利用方法に関する事項（複数の経営体が共同で利用する場合）
 - ⑦ 利用料に関する事項（複数の経営体が共同で利用する場合）
 - ⑧ 保全に関する事項
 - ⑨ 償却に関する事項
 - ⑩ 必要な資金の積立に関する事項
 - ⑪ 管理運営の収支計画に関する事項
 - ⑫ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、この事業により取得した機械等に事業実施年度及び事業名を表示しなければならない。
- (5) 事業実施主体は、継続的に機械等を活用できるよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (6) 事業実施主体は、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、機械等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- (7) 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業関係の共済や保険への積極的な加入に努めるものとする。
ただし、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設の処分制限期間、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入等すること。

3 財産処分等の手続

- (1) 事業実施主体は、機械・施設等について、当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、交付要綱第25条に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、市町村長の承認を事前に受けなければならない。なお、市町村長は、承認を行う場合、事前に代表理事の承認を受けなければならない。
- (2) 災害の報告
 - ① 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市町村長及び代表理事に報告するものとする。市町村長及び代表理事は、事業実施主体と協議し、対応を指示するものとする。
 - ② 事業実施主体は、機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、市町村長及び代表理事に報告しその指示に従うものとする。

4 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体は、機械等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、市町村長に届け出るとともに、その指示に従うものとする。
- (2) 市町村長は（1）による届け出があった場合、当該増築等の必要性について代表理事と協議するものとする。

5 移管手続

- (1) 事業実施主体は、機械等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、市町村長に報告しその指示に従うものとする。
- (2) 市町村長は（1）による報告があった場合、当該機械等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、代表理事に報告するものとする。

第10 報告及び評価

- 1 第3の2の事業を実施した事業実施主体は、当該事業計画に定めた成果目標の達成状況について、達成状況報告書（様式第5号）により事業実施翌年度から目標年度まで毎年度4月30日までに市町村長へ報告するものとする。ただし、事業実施期間終了後において、目標年度を前倒しして成果目標を達成した場合には、この限りではない。

2 市町村長は、1の達成状況報告書及び第3の1の事業により再生した農地等の耕作状況について、達成状況報告書（様式第5号）により、事業実施翌年度から目標年度まで毎年度4月30日までに代表理事に報告しなければならない。ただし、事業実施期間終了後において、目標年度を前倒しして成果目標を達成した場合には、この限りではない。

なお、耕作放棄地再生支援事業については、報告期間を事業終了後、5年間とする。

3 市町村長は、1の達成状況報告書の点検評価の結果、目標年度において事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、毎年度、1の達成状況報告書に加えて改善計画書（様式第6号）を提出させるものとする。ただし、本事業により整備した施設等の処分制限期間を経過した場合には、この限りではない。

4 市町村長は、事業実施主体から改善計画書の提出があった場合には、達成状況報告書とともに代表理事へ提出するものとする

5 事業実施主体は、やむを得ない理由により成果目標を変更する場合には、達成状況報告書の提出手続に準じて、成果目標変更承認申請書（様式第7号）を市町村長に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、代表理事に提出するものとする。

6 代表理事は、5により変更承認申請された内容が適当であると認める場合には、知事の承認を得た上で変更を承認するとともに、その結果を市町村長へ通知するものとする。

7 市町村長は6の承認を受けたときは、その結果を事業実施主体に通知するものとする。

第11 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項及び報告様式等については、代表理事が別に定める。

附 則

この実施要領は令和2年10月2日から施行する。

この実施要領は令和3年4月1日から施行する。

この実施要領は令和3年5月6日から施行する。

別記1

耕作放棄地再生支援事業

第1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、機構を通じた農地の賃貸借によって、再生作業後の当該農地において5年以上耕作することが確実な者とし、本事業の対象となる農地が存在する市町村が策定した実質化された人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第2に定める人・農地プラン「以下、「人・農地プラン」という。）に位置づけられた「今後の地域の中心となる経営体」であること、又は位置づけられることが確実であることとする。

第2 対象農地

以下のすべての要件を満たす農地とする。

- 1 指定期間（事業実施年度の前年度の3月1日から事業実施年度の12月末まで）内に農用地利用配分計画の認可又は、農用地利用集積計画（一括方式）の公告（以下、「認可又は公告」という。）が行われ、機構から事業実施主体へ5年間以上の期間で転貸されている農地
- 2 都市計画法（昭和43年法律第百号）第7条第2項に基づく市街化区域以外の農地とし、農地法第30条に基づく「利用状況調査」の結果、同法第32条第1項第1号に該当する農地（以下「1号遊休農地」という。なお、1号遊休農地は「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「荒廃農地調査」という。）7の①の「A分類」（再生利用可能な荒廃農地に区分された農地と一致する。）と分類された農地

第3 事業実施後の耕作状況の確認

- 1 確認に当たっては、農業委員会が実施する農地法第30条に基づく「利用状況調査」及び「荒廃農地調査」等の結果を確認するものとする。
- 2 市町村長及び代表理事は、当該農地について自然災害その他やむを得ない理由により再生作業が終了した日から5年を経ずして再び耕作されなくなった場合には、営農を再開するために必要な指導や支援、新たな耕作者の確保等について検討するものとする。さらに、再生作業後、当該農地において5年間耕作した後も、事業実施主体は引き続き、賃借権等が継続されるよう努めるものとする。
- 3 2に規定する「自然災害その他やむを得ない理由」に該当する場合とは、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 豪雨、地震等の自然災害の場合
 - (2) 事業実施主体において、農業者本人の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により営農の継続が困難と市町村長が判断した場合
 - (3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は同法3条の「土地を収用し、又は使用することができる事業」の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

第4 実施基準等

- 1 事業実施主体は、市町村、機構、地域の関係機関等と協力し、この事業を推進する

ものとする。また、市町村長は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、関係機関と密接に連携・協力するとともに、事業実施主体から提出された実施計画に基づいて、農業委員会や機構等と対象農地の利用調整を図るなど、本事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 補助対象経費等については、次に掲げるとおりとする

補助対象経費	補助率
対象農地の再生作業に要する経費・障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入）等	[定額] 7万円/10a ※ただし、土壌改良に要する経費は3万円/10a以内とする。

第5 補助金の返還

1 事業実施主体は、本事業により再生作業を実施した農地について、事業実施後5年間の耕作が確認されるまでの間に農地転用等により交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、次に掲げる場合を除き、市町村を通じて交付を行った補助金を事業実施主体から返還させる手続きを行う。

(1) 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合

(2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であつて、知事が補助金を返還させないことを相当と認める場合

(3) ア及びイのほか、知事が補助金を返還させないことを相当と認める場合

2 上記1により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象補助額の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

別記2

経営拡大支援事業

第1 事業実施主体

農業経営の規模を拡大する農業者等で、第3の要件を満たす者。

第2 対象農地

農地中間管理事業の対象となる農地（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101）号第2条第3項に基づく農地）。

第3 交付要件

- 1 指定期間（事業実施年度の前年度の3月1日から事業実施年度の12月末まで）内に認可又は公告が行われ、機構から農地を1ha（権利設定の内容が露地野菜等作の場合は0.4ha、果樹作の場合には0.3ha）以上借り受けている又は確実に見込まれること。
- 2 指定期間末日時点で、機構から農地を5ha（権利設定の内容が露地野菜等の場合は1.5ha、果樹作の場合には1ha）以上借り受けている又は確実に見込まれること。
- 3 第4に定める成果目標の達成が確実に見込まれること。
- 4 対象農地の受益面積が最大となる区域を所管する市町村において、人・農地プランに「今後の地域の中心となる経営体」として位置づけられていること、又は位置づけられることが確実であること。

第4 成果目標

- 1 指定期間開始日から目標年度末日までの間に認可又は公告が行われ、機構から借り受けた農地が3ha（権利設定の内容が露地野菜等作の場合は1ha、果樹作の場合には0.7ha）以上となること。
- 2 目標年度末日時点で、機構から借り受けた農地が10ha（権利設定の内容が露地野菜等作の場合は3ha、果樹作の場合には2ha）以上となること。

第5 対象となる機械・施設

- 1 事業実施主体が自らの経営において使用するために行う農産物の生産、流通、加工、販売の改善に必要な機械・施設（以下、「機械等」という。）であること。
- 2 補助対象とする機械等が、事業実施主体又はその構成員が既に有する機械等の代替として導入されるものでないこと。
- 3 交付対象とする機械等は、受益範囲・利用計画からみて適切なものとする。
- 4 1の機械等は、個々の内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - (1) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。（トラクター等本体と一体的に整備する場合は、50万円未満の付属装置も対象とする。）
 - (2) 原則として、耐用年数が5年以上のものであること。
 - (3) 運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
 - (4) 整備を予定している機械等が、事業実施主体の事業計画の達成に直結するものであること。

第6 事業の執行

原則として、一般競争入札若しくは3者以上の業者による指名競争入札により事業費を決定することとする。ただし、農業者の組織する団体等で、競争入札を執行することが困難な場合においては、見積合わせにより事業費を決定することができるものとする。

第7 目標年度

事業実施の翌々年度とする。